

令和3年門審第21号

裁 決

漁船A定置網損傷事件

受 審 人 a 1

職 名 A機関長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a 1 を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の日時時刻及び場所

令和元年5月31日01時10分少し前

鹿児島県知林ヶ島南東方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 14トン

登 録 長 14.08メートル

機 関 の 種 類 ディーゼル機関

出 力 610キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央やや前方に操舵室を配し、同室前部右舷側にGPSプロッター及び機関遠隔操縦装置を、同室前部左舷側にレーダーをそれぞれ装備したまぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、船長a2及びa1受審人ほか3人が乗り組み、操業の目的で、船首1.3メートル船尾2.5メートルの喫水をもって、令和元年5月30日22時20分鹿児島港を発し、鹿児島県トカラ列島周辺の漁場に向かった。

ところで、知林ヶ島東方沖合から鹿児島県山川港東方沖合までの南北にわたる海域には、指宿漁業協同組合が鹿児島県知事から許可を受けた免許番号鹿共第35号漁場区域が設定されており、同区域内に多数の定置網が敷設され、知林ヶ島南東方沖合の定置網には灯高約1メートル光達距離約2.4海里で毎4秒に1回黄色閃光を発する簡易標識灯1個が設置されていた。

a1受審人は、平成16年からa2船長と共にAに乗り組み、船長職と機関長職を定期的にa2船長と交替して行い、機関長職に就いていたときでも操船していた。また、知林ヶ島周辺の航行経験も豊富で、知林ヶ島南東方沖合に定置網が敷設されていることを知っており、夜間航行時には、簡易標識灯を見ながら同定置網の沖側を航行するようにしていた。

a2船長は、22時50分鹿児島港内でa1受審人に船橋当直を交替し、降橋して自室で休憩した。

a1受審人は、単独の船橋当直に就き、操舵室右舷側の椅子に腰掛けた姿勢でコントローラー式の遠隔操舵装置で操船に当たり、自動操舵によって鹿児島湾を南下し、翌31日01時02分少し前知林ヶ島灯台から070.5度（真方位、以下同じ。）1,600メートルの地点で、針路を知林ヶ島南方沖合に向く233度に定め、7.4ノットの

速力（対地速力，以下同じ。）で進行した。

01時07分少し前 a 1 受審人は，知林ケ島灯台から100度650メートルの地点に達したとき，知林ケ島南東方沖合の定置網が正船首680メートルのところとなり，その後同定置網に向首進行する状況であったが，左舷方にいた反航船の動静に気をとられ，目視により同定置網に設置された簡易標識灯との相対位置関係を確認するなど，船位の確認を十分に行わなかったため，この状況に気付かなかった。

こうして，a 1 受審人は，知林ケ島南東方沖合の定置網に向首したまま続航し，01時10分少し前知林ケ島灯台から170度550メートルの地点において，Aは，原針路及び原速力のまま，同定置網に乗り入れた。

a 2 船長は，自室で休憩中に機関音の変化に気づき，直ちに昇橋して定置網に乗り入れたことを知り，事後の措置に当たった。

当時，天候は晴れで風はほとんどなく，潮候は上げ潮の中央期にあたり，視界は良好であった。

その結果，Aは，修理を要する損傷はなく，自力で航行して鹿児島港に帰港し，定置網は，金庫網及び錨索に破損などを生じたが，のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件定置網損傷は，夜間，知林ケ島東方沖合において，同島南方沖合に向けて航行中，船位の確認が不十分で，同島南東方沖合の定置網に向首進行したことによって発生したものである。

a 1 受審人は，夜間，知林ケ島東方沖合において，同島南方沖合に向けて航行中，同島南東方沖合に定置網が敷設されていることを知っていたのだから，同定置網に乗り入れることのないよう，目視により同定置

網に設置された簡易標識灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、左舷方にいた反航船の動静に気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、知林ヶ島南東方沖合の定置網に向首進行する状況に気付かないまま同定置網に乗り入れる事態を招き、同定置網に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 1 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 4 年 3 月 8 日

門司地方海難審判所

審判官 山 本 哲 也